

千葉県地域自立支援協議会運営事務局会議
千葉県における障害福祉の課題に関する検討会
(親亡き後の支援について)からの提言

平成29年7月

はじめに

平成26年度に行われた障害者実態調査において、在宅で生活する18歳以上の障害者の主な介助者の年齢が60歳以上の割合は62.9%、70歳以上に限定しても37.0%という結果が出ており、介助者の高齢化及び、それに伴う親亡き後の支援に関する対策は、喫緊の課題となっています。

このような状況を受け、千葉市地域自立支援協議会において「千葉市における障害福祉の課題に関する検討会（親亡き後の支援について）」が、従来の運営事務局会議委員に加え、「親亡き後の支援について」というテーマに深く関わる当事者や関係者も参加したうえで開催されました。この提言は、当該検討会で議論された内容や意見をまとめたものです。

千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議として、今後、ここに挙げた課題認識（「1 課題」参照）と対応方針案（「2 対応方針案」参照）に基づき、官民協働で本市の障害福祉施策を推進していくことを提案します。併せて、この提言に基づいた具体的な事業について、今後策定される千葉市障害者計画、千葉市障害福祉計画、及び、千葉市実施計画において、できる限り位置付けていただくようお願いします。（他自治体での取り組み等をもとに具体的な事業案を掲載しています（「3 具体的な事業案」参照）ので、今後の検討に際して参考としてください。）

※ 当提言は、「親亡き後の支援について」行うものですが、親以外の主たる介護者が、何らかの事情により支援できなくなった際にも同様の課題が発生すると思われれます。便宜上「親亡き後」という言葉を用いていますが、「主たる介護者がなんらかの事情により、支援が行えなくなった後」の課題（親が病気等により支援出来なくなった場合も含む。）に対する提言として捉えていただくようお願いします。

1 課題

(1) 親の代わりに誰が担うか（役割分担）

- ア 親亡き後の障害者本人の生活を守るために、今まで親の担ってきた役割を全て、一人の人間や、一つの機関で代替することは不可能です。
- イ そのため、様々な立場の人たちや機関が、親の役割を分担することになりますが、その役割分担は、ケースごとに異なり、明確に区分することは困難です。また、親が担ってきた一部の役割については、それを代替する公的なサービス等が不足していたり、そもそも存在しないといった状況が散見されます。
- ウ 何より、親が健在なうちに、親亡き後の生活について、関係者間で十分な協議や調整が行われていないのが実情で、十分な準備が行われないうちに、障害者本人が、急激な環境変化にさらされ、今までの生活の維持が困難となってしまうことが度々あります。
- エ そのため、親が健在のうちに、以下の点について、準備を進めていく必要がある

と考えられます。

① 親が担ってきた役割の整理

② 親が担ってきた役割のうち、本人や公的サービスの支援によって対応できる部分を洗い出し、そういったものについては、できる限り親以外が担えるように見直していく。(この時点で、親亡き後に誰も担うべき者がいない部分を見つけておく)

③ 関係者間の情報共有

(2) 本人中心の生活を誰がコーディネートするか

ア 上記(1)で掲げた課題を解決するためには、障害者本人の生活全般を見渡し、その方を支援するチームをコーディネートしていく者が必要です。このような役割を親が担うのは、非常に負担が大きく、また、親亡き後の生活の継続性を考えるなら、親と二人三脚で、そのような役割を担う第三者が絶対に必要です。

イ この役割を担う者として、最も期待されているのは、計画相談支援事業所の相談支援専門員ですが、現状では、一人が担当する件数が非常に多くならざるを得ず、障害福祉サービスに限った計画を立てるだけで精一杯というのが実情です。

ウ また、障害福祉サービスを使わずに生活する方については、基本的にこのようなコーディネートは本人が行うものと思われませんが、これを支援する役割を誰が担うのかも検討しなければなりません。

エ あわせて、本人中心の生活をコーディネートするために、意思疎通の困難な方や自らの意思を示すのが苦手な方に対する意思決定支援をおしすすめる必要があります。

(3) 公的なサービスを利用しづらい日常生活支援の不足

ア 障害者総合支援法等に基づく公的なサービスは、徐々に広がりを見せていますが、障害者が日常生活を送るうえで必要な支援は、それだけでまかなえるものではありません。

イ 特に、日常的なちょっとした手助けについて、公的サービスの枠のなかでは、対応できないものも多いです。

※ 重度若しくは特殊な障害のため、対応できる公的サービスが限定されているケースについては、別に検討する必要があります。

(4) 住まいの確保

ア 障害者が単身で生活していくような場合、その住まいは、生活全般に影響を与える非常に重要な要素です。具体的には、①自宅でそのまま生活を続ける、②入所施設、③グループホーム等の選択肢がありますが、それぞれに課題があります。

イ 自宅でそのまま生活する場合、持ち家であれば、建物の修繕や草刈り等の環境整備を定期的に行う必要がありますし、借家であれば、そもそもの契約自体が障害者本人だけでは困難なケースがあります。また、新たに賃貸物件を探したり、入居したりする際には、保証人が確保できなかつたり、そもそも貸してくれる大家さんが少なかつ

たりします。

ウ さらに、ご近所の方との付き合い等も、施設等に入居しない場合には課題となります。

エ 入所施設であれば、上記のような問題はないものの、今までの暮らしが大きく変わってしまう可能性があります。それはグループホームでも程度の違いこそあれ同様の状況です。

オ また、入居施設やグループホームは、需要に対して、不足しているのが現状です。特に、医療的ケアが必要な障害者や重度の重複障害者が入居できるグループホームが不足しています。

2 対応方針案

(1) 相談支援の充実

ア 本人支援の核となるような相談支援専門員が必要である。そのための支援として、一人当たりの受け持てる件数の制限や、各指定特定相談支援事業所等の人員体制を充実させるための経済的支援が必要である。

イ なお、専門性を担保するための研修の充実、障害福祉サービスだけの管理をするのではなく、障害者本人の生活全般をケアしていくという意識改革が必要である。その際には、意思決定支援を併せて行えるよう努めるべきである。

ウ また、障害福祉サービスを利用していないひとり暮らしの障害者が気軽に相談できる支援体制が必要である。

(2) 成年後見制度の利用促進

ア 親亡き後の生活を考えるうえで、成年後見人の存在は必要不可欠なものと言えるが、早くから準備して利用している方は少ない。そのため、親から十分な引き継ぎを受けずに、後見人となるケースがある。

イ 今後、親が健在のうちに、成年後見人を指名し、本人の生活状況や趣味嗜好まで理解したうえで、引き継げるよう、啓発活動を行っていくべきである。

(3) 気軽に使える日常生活支援サービス（法定外）の提供

ア 障害福祉サービスを使うまでもない日常生活のお手伝いをするサービスを、気軽に使える形で提供できるようにすべきである。（例えば、高いところの電球の取り替え、庭の草取り等。）

(4) グループホームの不足解消、入所施設の新設・増床等の検討、ひとり暮らしの障害者への支援

ア 親亡き後の生活の場としてのグループホームの重要性は高まっているが、需要に供給が追いついていない。

イ 運営費の補助等の経済的支援や消防法上のスプリンクラー設置基準の緩和等で、グループホームの設置促進を図っていくことが必要である。

ウ その際には、重度の障害者に対応できるグループホームに対して、優先的かつ手厚く支援を行っていくべきである。

エ 入所施設については、新設・増床等が困難な状況ではあるが、入所施設でなければ支援の継続が困難な障害者も多くいることから、入所施設の新設・増床等についても検討すべきである。特に重度の障害者に対応できる入所施設について優先的に検討すべきである。

オ あわせて、親亡き後も障害者が住みなれた我が家でのひとり暮らしができるような支援を行うべきである。

(5) 人材の育成

ア 上記の対応方針(1)～(4)を推進するためには、人材の確保は必要不可欠であることから、必要な人材を市全体で育成していくべきである。

3 具体的な事業案

別紙参照

委員名簿

区分	所属	氏名
相談支援事業者	(医)学会 まるめろ 相談支援専門員	ワシヤマ 鷲山 ハルキ 晴紀 ホリケ 堀池 エミ 恵美
	(福)栗の木 支援センターはなみがわ 施設長	マツヤマ 松山 コウサク 幸作
	(福)斉信会 畑町ガーデン 支援課長	ヤマダ 山田 タカシ 隆志
	(福)千葉市手をつなぐ育成会 地域生活支援センター 副センター長	ソメヤ 染谷 エイキ 英樹
	(福)宝寿会 若葉泉の里 センター長	オガワ 小川 コウコ 祐子
	(福)あしたば 地域活動支援センターやさし〜ど センター長	カンノ 菅野 ナオコ 直子
	(福)春陽会 ディアルズ 真砂 所長	イシノ 石野 マコト 誠
障害福祉サービス事業所	(有)トータル介護サービス 千葉営業所 所長	ツチヤ 土屋 マサユキ 昌之
行政関係者	保健福祉センター 稲毛区 障害支援班主査	マツザワ 松澤 タケシ 剛
	保健福祉センター 緑区 障害支援班主査	スズキ 鈴木 ヒロユキ 啓之
	障害福祉サービス課 指導班 主査	ホリコシ 堀越 タカシ 隆
	障害福祉サービス課 施設支援班 主査	ヨコモト 横本 カズナリ 和也
	障害福祉サービス課 地域支援班 主査	ヒガシマエ 東前 ヨシハル 嘉治
	障害者自立支援課 企画班 主査	ヤノ 矢野 ヒロタカ 博隆
	障害者自立支援課 給付班 主査	イシイ 石井 カスタカ 和孝
	精神保健福祉課 精神保健福祉班 主査	サクライ 櫻井 マコト 誠
追加委員 (親亡き後の支援について)	千葉市手をつなぐ育成会 副会長	サクマ 佐久間 ミツマサ 光正
	特定非営利活動法人千家連 理事	ウチダ 内田 みつ
	千葉市肢体不自由児者父母の会 副会長	トモノ 友野 ルル
	千葉市重症心身障害児(者)を守る会 会長	ヨドナフ 淀縄 キヨミ 喜代美
	特定非営利活動法人ひだまり 障害福祉サービス等事業所メンバー 運営管理者	タカヤナギ 高柳 ヨシヒロ 佳弘
	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 千葉市成年後見支援センター 所長	サトウ 佐藤 マサユキ 正幸

検討過程

平成28年5月24日 第1回検討会

平成29年1月24日 第2回検討会